

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速かつ安全確実に対応し、経営状況の健全性、効率性と継続的な成長を実現するため、株主の立場に立って企業価値を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

また、同時にすべてのステークホルダーに対する企業責任を果たすため、経営の公平性・透明性と法令・倫理遵守経営に努め、適時・適切な情報開示を行うとともに、利益の経常的な向上を目指すマネジメント体制を確立してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使環境の整備及び招集通知の英訳】

当社では、議決権電子行使プラットフォームに関しては、具体的な実施時期を含め、今後検討してまいります。

また、当社の全株主に対する外国人持株比率は、相対的に低いことから、英語での情報の開示・提供にかかる必要性は低いと判断しております。今後、外国人持株比率が高まった時点で、英訳等の実施の検討を行ってまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略を当社ホームページ、年次報告書や有価証券報告書等の決算資料により開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

(3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選定と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は定めておりませんが、経験・知識・経歴・人格等を総合的に勘案して選任し、取締役会で審議・決議しております。

(5) 社外取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3-1-2 合理的な範囲での英訳開示】

当社の全株主に対する外国人持株比率は、相対的に低いことから、英語での情報の開示・提供にかかる必要性は低いと判断しております。今後、外国人持株比率が高まった時点で、英訳等の実施の検討を行ってまいります。

【補充原則4-1-2 経営計画の着実な遂行とモニタリング体制の構築】

当社は、期初に中期経営計画を策定し、取締役会で承認されております。中期経営計画は、当社を取り巻く環境に対応するために、毎年見直しのうえ作成しております。

計画の達成度合いについては、取締役会において分析を行っております。

【補充原則4-1-3 後継者育成計画の監督】

当社は、最高経営責任者等の後継者育成についての計画に関して特段の定めはありません。

ただし、高度な人格や高い見識、豊富な経験を併せ持ち、経営戦略や経営意思決定の方向性を誤ることなくその職責を全うできる人材を指名・選任する方針としております。

今後、具体的な後継者育成についての計画に関しては制定を検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境として、以下を整備しております。

・森トラスト株式会社との資本業務提携により、信用力向上や事業基盤の安定、経営ノウハウの共有を進めることで、事業領域の積極的な展開を支援する体制を整備。

・D&O保険の付保により、役員等の行為に起因した損害賠償請求により役員等が被る損害を補てんする体制を整備。

経営陣幹部の報酬に対する、中長期的な会社の業績や潜在的なリスクの具体的な反映方法については、適切な時期に検討してまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣報酬の適切な評価基準策定】

中長期的な業績と連動する報酬や、自社株報酬などについては、原則4-2に記載のとおり現在必要との認識はしていませんが、適切な時期に検討してまいります。

なお経営陣の報酬につきましては、株主総会で決められた限度額の範囲内で決定しております。

【補充原則4-3-1 経営陣の選・解任基準の策定】

経営陣幹部の選任や解任について明確な基準は定められていません。しかし、会社の業績等の評価に加え、高度な人格や高い見識、豊富な経験を併せ持った人材かどうかを見極めたうえで、法令に則り、取締役の選任や解任は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会で議案承認し、監査等委員である取締役は監査等委員会で議案承認のうえ、株主総会へ上程し、承認を得る手続をとっております。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等の任意の委員会設置】

当社は監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役は取締役会の過半数に達していません。

取締役会の下に任意の諮問委員会などの整備はしていませんが、原則4-8などに記載のとおり、現段階において各取締役、経営陣との連

絡・調整、連携体制は構築されていることから不要と判断しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役の選任に関する方針・手続は社内規程に定めておりません。

取締役には、当社の諸事業を拡大・展開・管理していくための高度な人格や高い見識、豊富な経験を併せ持った人材かどうかを前提として、多様な人材のバランスと規模を勘案し、選任する方針であります。

今後、具体的な方針と手続に関しては制定を検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性に係る分析・自己評価】

当社は、各取締役の自己評価や、取締役会全体の実効性について、現時点では分析・評価を実施しておりません。

今後は、企業価値を最大限高めることのできるよう取締役会の実効性を向上させるとともに、評価基準を定め、その結果の分析・評価の概要を開示する体制を整えてまいります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話については適宜情報開示などによって対応しております。

株主からの対話(面談)の申込みに対しては、原則として事前のアポイントをお受けして対応しております。

また、アナリストや機関投資家からの個別取材についても、株主を含むステークホルダーとの対話の一つと捉え、随時対応しております。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は毎年、進行期の業績予想を決算短信において公表しております。

収益力・資本効率等に関する具体的目標については、現在設定しておりません。

中期経営計画の公表に当たっては、株主等にわかりやすい言葉で明確な説明の実施を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針、政策保有の狙い・合理性

当社は、取引先との取引関係の維持・強化や事業戦略上の総合的な観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められるものであることを株式の政策保有方針とします。

当該方針に基づき、当社グループとの取引状況や投資先企業の経営状況等を年1回以上把握し、継続保有の経済的合理性を検討致します。合理性が薄れてきたものに関しては市場動向等の事情を考慮した上で処分することも含め検討致します。

(2)政策保有株式に係る議決権の行使

政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、当社の保有方針に基づき、投資先企業の中長期的な企業価値の向上を通じて当社の企業価値向上を期待できるかどうかを基準に適切に判断致します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、利益相反取引は取締役会及び監査等委員会の決議事項であると、取締役会規程及び監査等委員会規程に規定しております。支配株主との取引等を行う場合は、一般の取引条件と同様の条件によるものとし、当社グループ及び少数株主の利益を害することがないように適切に対応するよう、エスリードグループ行動規範において、定めております。

取締役の関連当事者取引については、定期的にその有無を確認しております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会規程により、会社法等の法令に定める事項及びその他重要な事項等を取締役会の付議事項として定めております。また、定款により取締役会の決議において決定すべき重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができることとしております。さらに、職務権限規程により、取締役会・社長・本部長・部長決裁事項を定めております。

なお、当社の業務執行、経営の監視体制の概要については、有価証券報告書やコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、独立した立場から各取締役や経営陣等と適切に意見交換を行うことのできる体制をとっております。

なお当社は、独立した客観的な立場に基づく情報共有や、迅速な意思決定の必要性等を総合的に勘案し、取締役会の3分の1以上を独立社外取締役とすることは不要と判断しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を高めるために、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役及びその候補者が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

(1)当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行を行う取締役若しくは執行役又はその他の使用人(以下「業務執行者」という)又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者

(2)当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(3)当社の兄弟会社の業務執行者

(4)当社グループを主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者

(5)当社グループの主要な取引先(注2)又はその業務執行者

(6)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

(7)最近(注4)において、上記(2)～(6)に該当した者

(8)上記(1)～(7)までのいずれかに該当する者((6)を除き、重要な者(注5)に限る)の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族又は生計を一にする者

(注1) 当社グループを主要な取引先とする者 当社グループに対して、製品又は役務を提供する仕入先であって、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える者。

(注2) 当社グループの主要な取引先 次のいずれかの取引先をいう。

1. 当社グループが製品又は役務を提供している販売先であって、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える者。

2.当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%を超える金融機関。
 (注3) 多額の金銭その他財産 個人の場合には、年間1,000万円 以上に相当する金銭その他財産とし、法人その他団体の場合には、当該団体の年間総収入額の2%以上に相当する金銭その他財産。
 (注4) 最近において 最近とは、過去1年間をいう。
 (注5) 重要な者 取締役や部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人等に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役の他社兼任状況】

常勤取締役の当社子会社以外の他社の役員等への就任は取締役会承認事項としており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、兼任状況は適時に把握しております。また、取締役の兼任状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書上において開示しております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役のトレーニングの方針】

取締役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、各取締役に対しては、外部セミナー・業界外部団体への加入及び人的ネットワーク(異業種交流会)への参加を推奨しております。

新任取締役に対しては、取締役の義務・責任等の理解を深めるためのセミナーへの参加を義務付けております。

社外取締役に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前説明、関連情報の提供などにより、当社に対する理解を深めてもらうように努めております。社外監査等委員に対しては、日本監査役協会の講演会・セミナーへの参加を推奨しております。なお、研修費用は会社負担としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森トラスト株式会社	8,289,289	53.60
荒牧 杉夫	309,406	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	257,500	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	162,100	1.05
J.P.MORGAN SECURITIES LLC-CLEARING	146,000	0.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	142,700	0.92
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	142,400	0.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	118,900	0.77
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	116,400	0.75
オーエム04エスエスピークライアントオムニバス	113,250	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	森トラスト株式会社、株式会社森トラスト・ホールディングス (非上場)

補足説明 更新

野村證券株式会社から連名にて平成26年9月24日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成26年8月15日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	5,840	0.04
野村アセットマネジメント株式会社	470,000	3.04

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う場合は、一般の取引条件と同様の条件によるものとし、当社グループ及び少数株主の利益を害することがないように適切に対応します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、マンションの開発分譲事業を中心として、マンション管理事業・賃貸関連事業等のマンション周辺事業及び戸建分譲事業等を行っております。一方、親会社である森トラスト株式会社は、不動産事業・ホテル事業等を行っているため両社の親和性は高く、提携を推進することで両社の企業価値向上が図れると考えております。

人的な関係については、森トラスト株式会社の執行役員1名が当社の監査等委員でない取締役就任しておりますが、当社グループの経営について把握するためであり、当社の事業活動や経営判断においては、当社は独自に意思決定を行っており、上場会社としての独自性を確保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
米津 均	税理士											
近藤 正和	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米津 均	○	○	――	同氏の税理士としての財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査等に活かしていただきたいためであります。 また、当社の主要な取引先の出身者、主要株主等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため独立役員に指定しております。

近藤 正和	○	○	——	株式会社りそな銀行の要職を歴任された知識・経験と幅広い見識を有しており、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 また、当社の主要な取引先の出身者、主要株主等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため独立役員に指定しております。
-------	---	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき体制として、社内に事務局を設置し、その構成員は総務部の使用人(以下、「補助使用人」という。)を担当させるものとしております。補助使用人は、監査等委員会から指揮命令を受ける体制をとっており、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、取締役会等の会議に監査等委員を出席させるほか、関係資料の閲覧をするなどして、当社及び子会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、内部監査室等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要と認めた場合には内部監査室等に対して調査や指示を行うなどにより、適切な監査を行うことができる体制をとっております。

また、会計監査人を担当する監査法人から監査計画の説明を受け、会計監査人の往査及び監査講評について適宜報告を受けるなど、意見交換を行うことで相互間の連携強化を図る体制をとっております。さらに、監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることのできる体制をとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬について業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしていませんが、役員賞与については業績を勘案して株主総会で承認を得た役員報酬の範囲内で支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成29年3月期における当社の取締役監査役に対する役員報酬の総額は199百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	ストックオプション (千円)	賞与 (千円)	退職慰労金 (千円)	対象となる役員の員数 (人)
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	186,225	179,425	-	3,300	3,500	9
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	4,500	4,200	-	300	-	1
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	8,375	7,650	-	600	125	6

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。また、役員退職慰労金につきましては、役員退職慰労金規程によりその算定方法等を規定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会等主要会議の概要の説明を必要に応じて事前に、担当部署から実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 業務執行・監査の状況

(取締役会)

当社は、取締役会を経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として位置づけ、迅速かつ適正な意思決定を行うべく、毎月一回定時取締役会を、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を付議するとともに業績の進捗状況等につきましても議論しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、取締役会等の会議に監査等委員を出席させるほか、関係資料の閲覧をするなどして、当社及び子会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、内部監査室等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要と認めた場合には内部監査室等に対して調査や指示を行うことなどにより、適切な監査を行うことができる体制をとっております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対してその職務の執行に関する事項について報告を求め、又は監査等委員を通じて当社及び子会社の業務及び財産の状況を調査する体制をとっております。さらに、会計監査人を担当する監査法人から監査計画の説明を受け、会計監査人の往査及び監査講評について適宜報告を受けるなど、意見交換を行うことで相互間の連携強化を図る体制をとっております。加えて、財務報告に係る内部統制については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等及び監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることのできる体制をとっております。

(内部監査)

内部監査につきましては、社長の直轄組織として1名を専任で置いております。内部監査室は子会社を含む全部門を対象に業務監査を計画的に実施し、結果を代表取締役・取締役会に報告することにより、監査の実効性の確保を図るとともに、改善事項の指摘・指導を行うなど、内部統制の向上に努めております。また、必要に応じて会計監査を担当する監査法人と連携を図っております。

(会計監査)

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査及び財務報告に係る内部統制監査についての監査契約を太陽有限責任監査法人と締結しており、期末だけでなく必要に応じて適宜監査が実施されております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名
柳承煥（継続監査年数 5年）、土居一彦（継続監査年数 1年）

・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士7名、その他8名

（部長会議）

当社は、役員、部門長及び子会社の責任者による部長会議を定期的に開催し重要な情報の伝達、協議及び検討を行い、業務の進捗状況等の確認及びそれに伴うリスクの未然防止に努めております。

（リスク管理委員会）

当社は、役員、部門長等の委員によるリスク管理委員会を必要に応じて招集・開催し、発生しうるリスクの未然防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等を行っております。

2.監査報酬の内容

平成29年3月期における 監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

監査契約に基づく監査証明に係る報酬	24,000千円
上記以外の報酬	- 千円

3.責任限定契約の内容

当社と非業務執行取締役及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としえます。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能を明確化し、経営上の意思決定の迅速化及び効率化を図るために、監査等委員会設置会社を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算の早期化により、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を回避して設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーとして掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	集合形式でのラージ・ミーティングは開催しておりませんが、個別取材については、その都度対応しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	経営情報、財務情報等の提供を目的として、タイムリーかつ正確で充実したIR情報の開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員を選任し、タイムリーな情報開示を図るとともに、当社の事業活動についてご理解を頂くことに努めております。IR担当役員は専務取締役管理本部長であります。	
その他	アナリストや機関投資家からの個別取材についてその都度対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	ステークホルダーに対する役員及び従業員の行動を「エスリードグループ行動規範」に規定し、周知徹底しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、必要に応じて改訂することを基本方針としております。

2. 整備状況

整備状況は以下のとおりであります。

(イ) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を、法令・定款を遵守した行動をとるための規範とする。
- b. 総務部はコンプライアンスに関する規程の社内への周知・徹底を継続的に実施する。
- c. 内部通報制度運用規程に則り、コンプライアンス上の疑義ある行為については総務部・内部監査室・外部法律事務所を窓口として情報を収集し、取締役会及び監査等委員会へ報告のうえ適切に対処する。
- d. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役は、法令並びに定款及び社内規程に則り業務を行い、取締役会の議事録は文書管理規程に基づき適切に作成・保管する。
- b. 取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 経営目標と企業目的を踏まえ、リスク管理規程を制定する。
- b. リスク管理規程に則り、目標達成を脅かすリスクの特定・リスクの発生可能性と経営に与えるインパクトの評価・リスク評価の結果に基づいてリスクを軽減するために必要な施策を実施することによりリスク環境の変化に迅速に対応する。
- c. リスク状況の監視及び対応は、リスク管理委員会が行う。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行う。その他必要に応じて随時取締役会を開催する。
- b. 取締役は、自己の所管する業務について、取締役会及び随時に他の取締役に対して報告を実施する。
- c. 日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。

(ホ) 当社による子会社の管理体制、当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社による子会社の管理体制

- a. 内部統制システムの構築は当社グループ一体で実施し、当社グループの業務の適正を確保する。
- b. 子会社の取締役は、当社の取締役会に出席し、業務進捗状況・財務状況その他の重要な情報について報告を行う。
- c. 子会社損失の危険の管理についてはリスク管理規程に則り、当社グループ一体でリスク管理を実施する。
- d. 子会社の日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。
- e. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程に基づき、当社グループ一体での体制整備を実施する。
- f. 内部監査室は、子会社の内部監査を定期的に実施しコンプライアンス上の問題点の有無及び業務の適切性の検証を行う。

当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 親会社の取締役と当社の取締役は当社及び子会社の内部統制システムの構築・運用状況について定期的に意見交換を行い、親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適切性を確保する。

(ヘ) 監査等委員会の補助に関する体制

- a. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を監査等委員会スタッフとして置くこととする。
- b. 当該使用人の人事は監査等委員会の意見を尊重する。
- c. 当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

(ト) 監査等委員会に報告するための体制

- a. 内部通報制度運用規程に則り、当社グループにおけるコンプライアンス上の疑義ある行為については、当社の監査等委員会へ報告するものとする。
- b. 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会に報告すべき事項を定めるとともに定められた報告事項以外についても、必要な事項は随時報告する体制を整備する。
- c. 内部通報制度運用規程に則り、報告をした者が監査等委員会へ報告をしたことを理由として、いかなる不利益取扱も行わない。

(チ) 監査等委員である取締役の監査費用等に関する体制

監査等委員である取締役がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用等が適切でない場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(リ) 監査等委員会の監査が効率的に行われるための体制

- a. 必要に応じて当社グループの代表取締役・会計監査人・内部監査室は監査等委員会との意見交換を実施する。
- b. 監査等委員である取締役は、当社グループの重要な会議に必要に応じて出席し、意思決定の過程及び業務執行状況について把握する。
- c. 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会監査の実効性の確保に関する監査等委員会からの要望事項には、速やかに対応する。

(ヌ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び、平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

3. リスク管理体制の整備状況

(イ) 当社では、コンプライアンス体制の強化を経営上の重要課題として位置付け、コンプライアンス経営によるリスク管理の徹底に努めております。リスク管理委員会と連携して総務部が、日常的に法令等の遵守やその教育はもとより、コンプライアンス経営の意識の徹底、強化を図っております。

また、これらコンプライアンス経営をより迅速に機能させるため、顧問弁護士・会計監査人等の第三者から、業務遂行上の必要に応じ適宜相談を行い、助言・指導を受けております。

(ロ) 当社には、その事業の性質から特に重要な顧客の個人情報や取引先に関する情報を取り扱っており、情報管理体制を厳格に整備することが非常に重要であると認識しております。当社では、個人情報管理に関する基本的な方針を「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」として定めるとともに、その取扱いについて関連する規程類を整備するとともに社内研修を通じて全従業員の意識を徹底させております。また、個人情報の取扱いに関してはプライバシーポリシーを当社ホームページにおいて公表するとともに、これらに関する社内規程を設けております。

(ハ) 顧客からのクレームについては、担当部署及び事業本部サービス課、総務部において対応をしており、お客様の声に迅速かつ適切に対応できる体制を整えております。また、クレーム台帳は全社分を総務部で一元管理して社内研修等で活用し、再発防止に努めています。

4. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他子会社の業務の適正を確保するための決定内容の概要は以下のとおりです。

(イ) 内部統制システムの構築は当社グループ体で実施し、当社グループの業務の適正を確保する。

(ロ) 子会社の取締役は、当社の取締役会に出席し、業務進捗状況・財務状況その他の重要な情報について報告を行う。

(ハ) 子会社損失の危険の管理についてはリスク管理規程に則り、当社グループ体でリスク管理を実施する。

(ニ) 子会社の日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。

(ホ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程に基づき、当社グループ体での体制整備を実施する。

(ヘ) 内部監査室は、子会社の内部監査を定期的の実施しコンプライアンス上の問題点の有無及び業務の適切性の検証を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に関しては、組織全体として毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「エスリードグループ行動規範」において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応する方針を定め、役職員等へ周知徹底を行っております。

当社における反社会的勢力対応部署は総務部、不当要求防止責任者は総務部部長とし、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための社内体制の整備、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行うこととしております。また、有事の対応状況、平時の取り組みの状況については、総務部部長から毎週開催される部長会議において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び部門長に適時適切に報告されることとなっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念において、マンション販売及びその関連業務を通じて社会に貢献することを使命としています。この経営理念とそれに基づく行動規範に株主・投資家の方々に対して、「当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示する」ことを定め、行動規範の周知徹底・実践に当社グループ一体となって取り組んでおります。

当社は、行動規範をはじめとして、「内部者取引管理規程」「情報セキュリティ基本方針」「関係会社管理規程」などの社内規程を制定して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に実施する体制を構築しております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社の適時開示に係る社内体制等は、以下のとおりであります。

情報取扱責任者は、開示の要否の判定にあたり、必要に応じ社外では顧問弁護士及び会計監査人、社内では監査等委員会及び内部監査室等のチェック及びアドバイスを受けるものとしております。

(1) 決定事実の適時開示体制

適時開示規則の決定事実に該当する重要事項の決定機関は、定時又は臨時取締役会が行います。重要事実を決定した場合、取締役会は情報取扱責任者に速やかに開示を指示します。

(2) 発生事実の適時開示体制

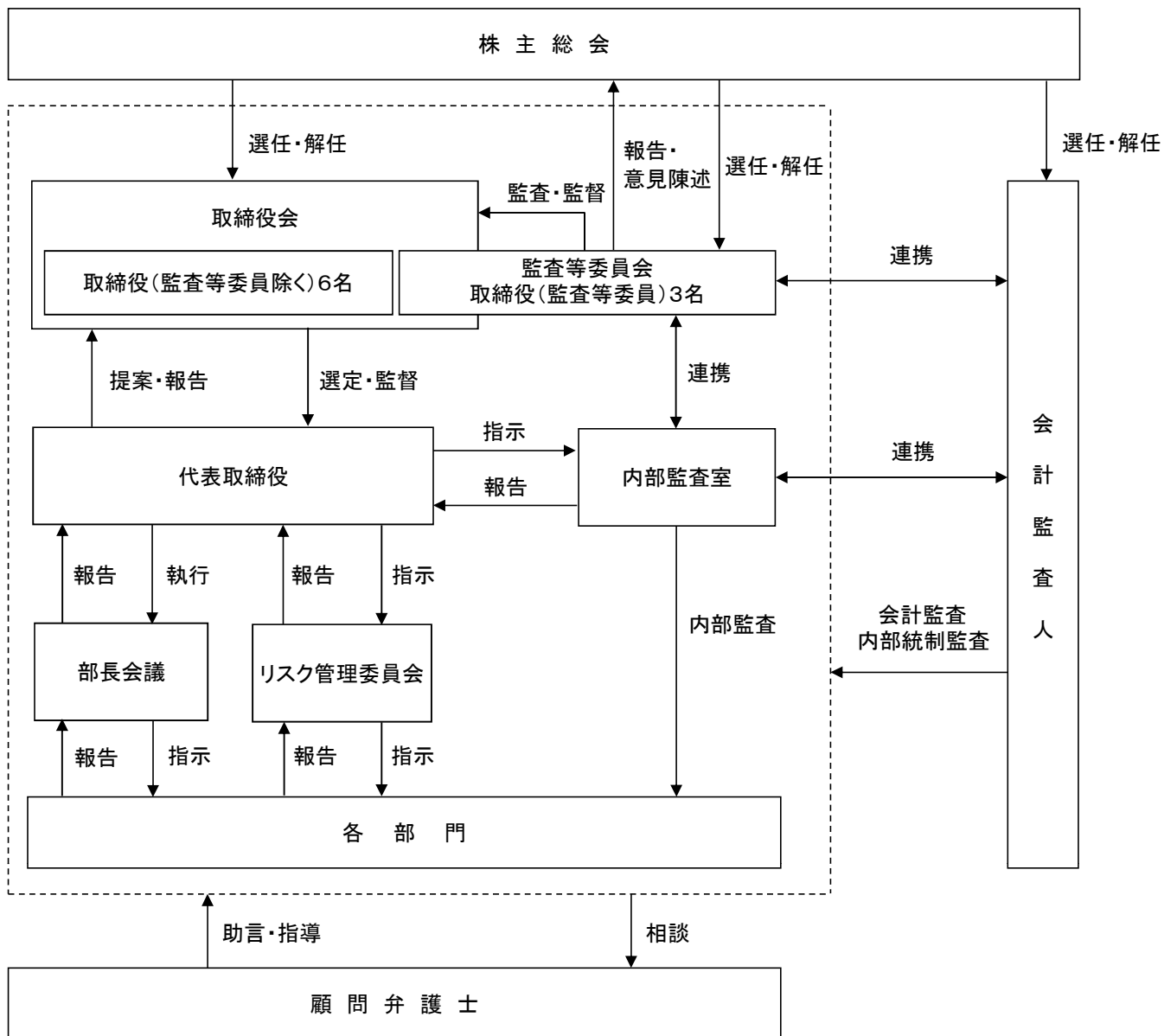
発生事実については、適時開示情報となる可能性が生じた時点で当該部門の部門長は総務部を経由して情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は、事実関係を確認したうえで適時開示の要否を判定し、開示要の場合、取締役会又は代表取締役社長に報告をし、承認を得たうえで速やかに開示します。

(3) 決算情報の適時開示体制

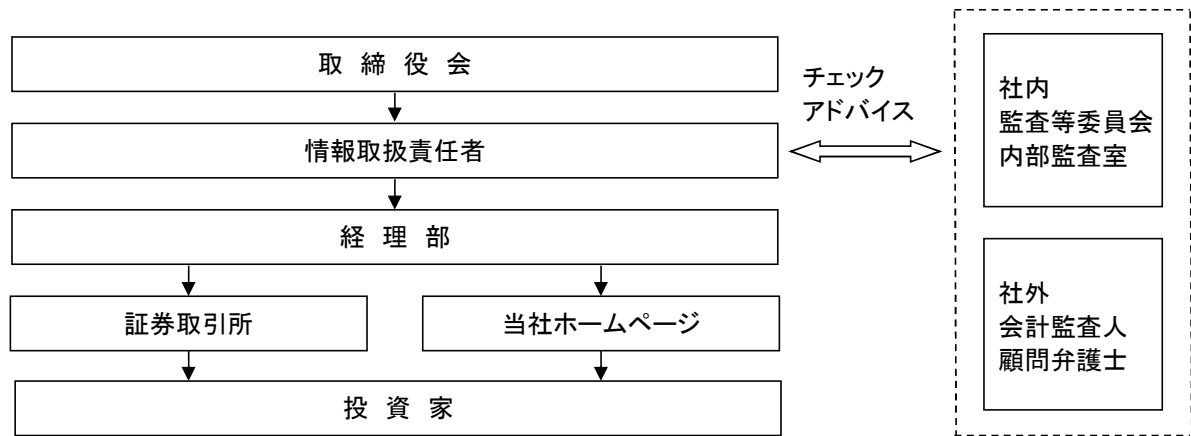
決算、配当、業績予想等の決算情報については、経理部が関連情報の収集にあたり、適時開示情報となり得る可能性が生じた時点で、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は適時開示の要否を判定し、開示要の場合、取締役会の承認を得たうえで速やかに開示します。

(4) 適時開示情報の管理体制

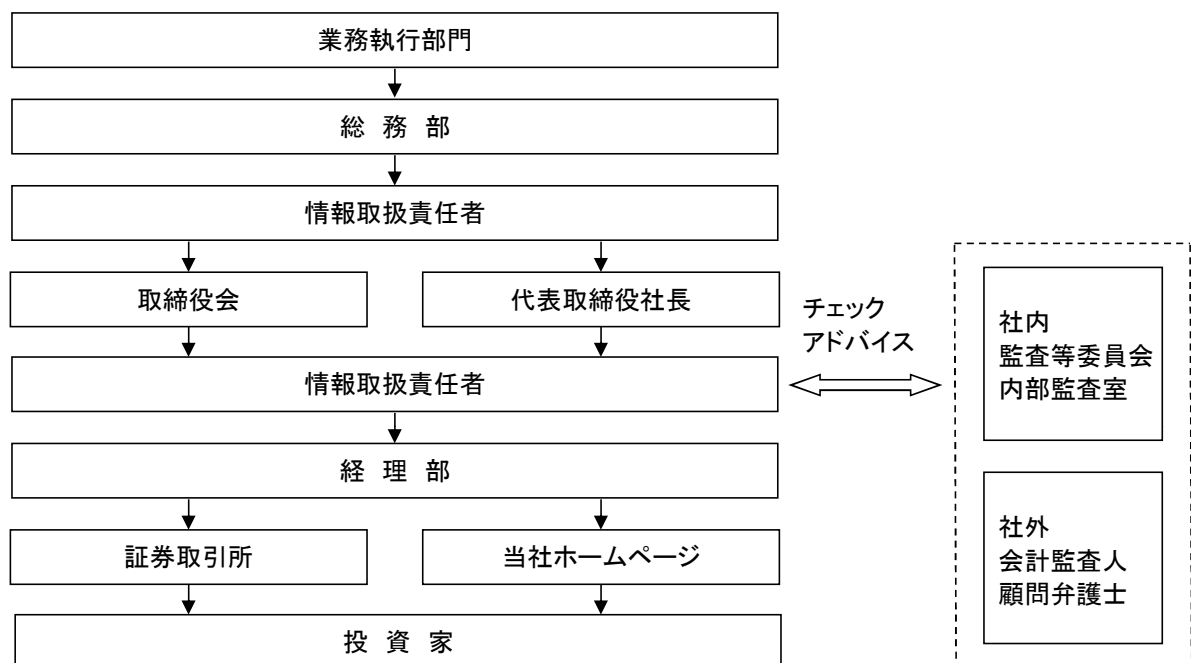
情報取扱責任者は管理本部長、情報開示実施部署を経理部としております。適時開示情報の管理は総務部が実施し、該当情報に接するものを最小限に止めるとともに、インサイダー取引防止の措置を講じております。また、インサイダー取引規制を含めたコンプライアンス教育を適宜実施し、適切な適時開示につき周知徹底を図っております。



(1) 決定事実の適時開示体制



(2) 発生事実の適時開示体制



(3) 決算情報の適時開示体制

